

揮発性有機化合物の排出抑制制度の検討の方向性（第1回排出抑制専門委員会における審議結果）

論 点	「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について（意見具申）」の記述	第1回排出抑制専門委員会における審議結果
1. 法規制の対象施設の種類の種類	<p>一施設当たりのVOCの排出量が多く、大気環境への影響も大きい施設は、社会的責任も重いことから、法規制で排出抑制を進めるのが適当である。したがって、法規制の対象施設は、地域における排出量の削減が特に求められる施設、すなわち、シビルミニマムの観点から以下の6つの施設類型を念頭に置いて、VOC排出量の多い主要な施設のみに限定し、排出施設を網羅的に規制の対象とすることのないようにすべきである。</p> <p>塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設 化学製品製造における乾燥施設 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設 VOCの貯蔵施設 接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設</p>	<p>6施設の範囲内で、具体的な検討を進めるべき。</p> <p>各類型ごとに一括して施設とするか、細分化するかについては、排出の実態、対策技術等を十分に考慮して検討を進める。</p>
2. 対象施設の裾切り指標及び数値	<p>自主的取組を最大限に尊重した上での限定的な法規制であることを踏まえ、規制対象施設を定めるに当たっては、法規制を中心にVOCの排出抑制を図っている欧米等の対象施設に比して相当程度大規模な施設を対象とすることが適当である。</p>	<p>裾切りの指標は、これまでの大気汚染防止法においてもそうであったように、施設を外形的に判断できる裾切り指標を考えるべき。</p> <p>6類型の間で公平性の確保に留意して、裾切りを検討する。</p> <p>今回の排出抑制は、ベストミックスの考え方に基づいていることから、規制の対象は欧米等の規制対象施設に比して相当程度大規模な施設を念頭に置いて検討する。</p>

<p>3 . 排出濃度基準値</p>	<p>排出口における排出濃度規制を適用するとともに、施設の設置を自治体に届け出る制度を設けるために、所要の法整備を図るべきである。この際、VOC検討会で深められた検討内容に留意し、制度を構築すべきである。</p> <p>(参考) VOC検討会の記述</p> <p>VOCの排出抑制の目標や基準を定めるに当たっては、海外において普及しているBAT(適用可能な最良の技術)等の考え方や、既に排出規制を行っている各国等の知見を参考にしつつ、業種ごとの排出抑制技術の開発状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることが適当である。</p> <p>この場合、従来の環境規制において排出基準を設定した場合と同様に、大規模な施設ほど厳しい排出基準とするなど、施設の規模について配慮することが必要である。</p> <p>また、排出濃度規制に対応して事業者側が講じるVOCの排出抑制対策は、当該事業者の施設の構造等により制約を受ける場合が多いと考えられるので、排出基準の設定に当たっては、既設の施設と新設(大規模な改造等を含む。)の施設とで異なる基準値を採用することや、既設の施設に対しては段階的な基準値を設定すること等についても検討が必要である。</p> <p>なお、排出濃度規制では、排出ガスを希釈して排出基準に適合させるという方法が採られること等が懸念される。このような場合、従来の規制対象物質である窒素酸化物では、標準酸素濃度による補正を行うことで対応しているところである。しかし、VOCの排出の場合、燃焼過程を経ない場合が多いため、標準酸素濃度による補正を行うことはできないが、例えば、排ガス量が多くなるほど濃度基準を厳しくしたり、あるいは、希釈に用いた空気量を差し引いて補正した数値を濃度基準と照らし合わせるようにするなどの工夫をすることにより、希釈してから排出するといった方法に対して適切な措置を講じていくことが必要である。</p>	<p>排出基準値は、BAT(適用可能な最良の技術)等の考え方を基本に、対応可能性に留意し、実測濃度データも参考にしつつ検討する。</p> <p>対策技術には、処理装置の設置に加え、原材料の転換等も含まれていることに留意して検討する。</p> <p>排ガスの希釈により公平性が損なわれないよう留意して検討する。</p>
<p>4 . 経過措置</p>	<p>法規制の適用に当たっては、VOCの排出抑制対策を実施するために、施設の種類によっては施設等の大幅な変更が必要な場合など技術的な制約もあり得ることから、既設の施設に対しては、施設の種類に応じ段階的な対応とすることも検討すべきである。</p>	<p>2年後の法施行までに対策を講じるのが基本であるが、迅速な対応が技術的に極めて困難な施設については、例外として検討する。</p> <p>経過措置の検討に当たっては、VOCの排出抑制の目標が平成22年とされていることに留意すべき。</p>
<p>5 . 測定の頻度等</p>		<p>・測定が事業者にとって過大な負担とならないことと、行政がVOCの排出実態を適切に把握することを十分に勘案して検討する。</p>

VOC排出濃度実測調査等について		<p>VOCの排出実態に関するデータができるだけ多く、かつ早急に必要であることから、「VOC排出濃度実測調査について」に基づいて個別事業所の実測調査を進めることとし、事業者団体には測定を実施する事業所の推薦をお願いする。</p> <p>調査内容について事業者団体からコメントがある場合には、事務局に書面で提出し、事務局と直接調整しながら調査を進める。</p> <p>事業者自らが測定したVOC排出濃度実測データを提供いただける場合には、別途事務局が示す様式に沿ってデータを整理して提供いただく。</p>
------------------	--	---